



国自貨第125号の2  
平成26年2月17日

公益社団法人  
全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



宅配便運送約款への暴力団排除条項追加に係る約款の認可について

貴協会における特別積合せ委員会に設置された反社会的勢力対策チーム会議の提言を踏まえ、別紙のとおり暴力団排除条項に係る約款例を策定の上、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員（宅配便事業者に限る。）に対し周知方願います。

国自貨第125号  
平成26年2月17日

各地方運輸局自動車交通部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局貨物課長

宅配便運送約款への暴力団排除条項追加に係る約款の認可について

企業が反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業等）による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対応を取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）において、平素からの対応として「契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する」ことが望ましいとされているところ、公益社団法人全日本トラック協会・特別積合せ委員会に設置された反社会的勢力対策チーム会議においても、宅配便運送約款への暴力団排除条項の追加が提言されている。

このため、宅配便運送約款への暴力団排除条項の追加に関して、別紙のとおり約款の例を示すこととしたので、当該約款例により約款を変更する旨の貨物自動車運送事業法第10条に基づく変更認可申請があった際は、申請どおり認可することとされたい。

なお、本措置について公益社団法人全日本トラック協会会長あて通知したので、その旨了知されたい。

暴力団排除条項に係る約款例

第六(引受拒絶)条は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。この運送約款によらないものであるとき。

一 荷送人が送り状に必要事項を記載せず、又は第四条第一項の規定により点検の同意を与えないとき。

二 荷送りが運送に適さないとき。

三 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることと認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

六 ア 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。  
イ あると認められるとき。  
ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき。  
エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人)にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いとき。  
七 荷物が次に掲げるものであるとき。  
ア 荷物が火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。  
イ その他、他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。  
ウ 天災その他、他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。  
エ 当店が特らに定めて表示したものを、前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

第三項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

第十(危険品等の処分)条は、荷物が第六条第七号アに該当するものであることを送るための処分かしたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するため処分かします。

(参考) 標準宅配便運送約款

第六(引受拒絶)条は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。この運送約款によらないものであるとき。

一 荷送人が送り状に必要事項を記載せず、又は第四条第一項の規定により点検の同意を与えないとき。

二 荷送りが運送に適さないとき。

三 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることと認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

六 (新設) ア 荷物が火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。  
イ その他、他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。  
ウ 天災その他、他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。  
エ 当店が特らに定めて表示したものを、前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

第十(危険品等の処分)条は、荷物が第六条第六号アに該当するものであることを送るための処分かしたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するため処分かします。